

平成二十年十二月二日受領  
答弁第二六〇号

内閣衆質一七〇第二六〇号

平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員平岡秀夫君提出前空幕長の定年退職に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員平岡秀夫君提出前空幕長の定年退職に関する再質問に対する答弁書

1及び2について

防衛省においては、懲戒処分を受けた自衛官の状況について、平成十五年度以降、各年度ごとに、種類別・事由別の人員数を把握しているところであるが、その懲戒処分の対象となる具体的な行為がいつ判明したか等については統計をとっていない。このため、お尋ねの「懲戒処分の対象となる可能性のある行為があつたことが定年十ヶ月前に発覚した自衛官に対する懲戒処分」の人員数について明らかにするためには、任命権に関する訓令（昭和三十六年防衛庁訓令第四号）に基づき懲戒権を委任された部隊等の長が保管している懲戒処分ごとに作成された資料等の一つ一つを調査していく必要があり、その調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。